

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月17日(平成29年(行個)諮問第11号)

答申日：平成29年3月9日(平成28年度(行個)答申第191号)

事件名：本人が特定日に特定地方法務局に提出した不動産登記に係る登記事項
証明書等の交付請求書等の開示決定に関する件(保有個人情報の特
定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定日A特定地方法務局に提出した、不動産登記事項証明書(閉鎖,建物),会社法人用等登記事項証明書の申請書」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求につき、「審査請求人が、特定日Aに特定法務局に提出した不動産登記に係る登記事項証明書の交付請求書(以下「文書1」という。)及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の交付申請書(以下「文書2」という。)」に記録された保有個人情報(以下,順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい,併せて「本件対象保有個人情報」という。)を特定し,開示した決定については,本件対象保有個人情報を特定したことは,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し,平成27年12月24日付け総第1502号により特定地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った全部開示決定(以下「原処分」という。)について,原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 決定(開示)の交付請求書(特定日B)は審査請求人が,特定日A特定時刻A頃提出した書ではないため取り消し求めます。並び同日特定時刻B頃提出の会社法人用交付請求書で受け取った閉鎖登記簿の所在地での,同書(建物)の交付を受け取りを求めます。会社が存在した所に建物の所在地が無い理由がないと判断できる。

イ 教示は正しいが,交付された書(不動産用建物)が,審査請求人の筆跡において書いた交付請求書でない為,交付手続を行った,特定職

員に真相究明を問い正すことを求める。

ウ 特定日 B 会社法人用は誤った地番を記載のままに交付を受けたが、不動産用は、赤字で書き加えた（特定番号 A）地番で交付を受けた事実がある。上記書において誤りを指摘されて書いた物が特定 B 地番（建物）の交付書朱書きである。

（2）意見書

審査請求人から、平成 29 年 2 月 22 日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る原処分の対象である開示請求について

本件審査請求に係る原処分の対象である開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

2 原処分について

処分庁は、本件対象保有個人情報について、不開示にする理由は無いため、全部開示とした。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は、処分庁が行った原処分につき、当該開示請求の対象となった本件対象保有個人情報が自らの筆跡とは異なっていることから、本件対象保有個人情報は偽造されたものであると主張し、本件開示請求の取消しを求めているが、審査請求人が法 13 条に基づき特定日 A に提出した開示請求書により開示を求めた登記事項証明書交付請求書（不動産用）（文書 1）及び登記事項証明書交付申請書（会社法人用）（文書 2）は特定地方法務局が開示したもの以外には存在しないことを処分庁を通じて確認しており、審査請求人も同日に請求書類を提出したこと自体については認めている。

また、審査請求人が相違を主張する筆跡においても、他の書類における審査請求人の筆跡と本件対象保有個人情報の筆跡を比較したところ、本件対象保有個人情報の筆跡は審査請求人のものと異なるところや不自然な点はなく偽造されたものではないと考えられる。

以上を踏まえ、本件対象保有個人情報は偽造されたものであるから、本件開示決定（原処分）の取消しを求めるとい主張には理由が無く、原処分維持が適当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 29 年 1 月 17 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 2 月 14 日 | 審議 |

- ④ 同月 22 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 3 月 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が特定日 A 特定地方法務局に提出した、不動産登記事項証明書（閉鎖，建物），会社法人用等登記事項証明書の申請書」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は，特定の不動産登記に係る登記事項証明書の交付請求書（文書 1）及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の交付申請書（文書 2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し，全部開示したが，審査請求人は，本件対象保有個人情報は偽造されたものである旨主張し，原処分取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，原処分維持が相当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

なお，審査請求人は，本件の審査請求書（上記第 2 の 2（1）ア）において，文書 2 で交付を受けた登記事項証明書に記載された所在地での不動産登記事項証明書（建物）の交付を求める旨も主張するが，これは，原処分に対する不服ではなく，乙号事務（登記簿等の公開に関する事務）の処理に対する不服であるから，判断しない。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は，①本件対象保有個人情報について，審査請求人が，特定日 A の特定日時 A 頃に提出した交付請求書等ではない，②当該交付請求書等は，審査請求人の筆跡において書いたものではないなどと主張する。

(2) これに対し諮問庁は，審査請求人が特定日 A に提出した登記事項証明書交付請求書（不動産用）（文書 1）及び登記事項証明書交付申請書（会社法人用）（文書 2）は，処分庁が開示したもの以外には存在しないことを処分庁を通じて確認しており，審査請求人が相違を主張する筆跡においても，他の書類における審査請求人の筆跡と本件対象保有個人情報の筆跡を比較したところ，本件対象保有個人情報の筆跡は審査請求人のものと異なるところや不自然な点はなく偽造されたものではないと考えられるとして，審査請求人の主張には理由がない旨説明する。

(3) そこで検討すると，まず，上記（1）①の審査請求人の主張に関しては，当審査会において，本件対象保有個人情報を確認したところ，文書 1 は「不動産用」との表記の横に「登記事項証明書，登記簿謄本・抄本交付請求書」との標題があり，文書 2 は「会社法人用」との表記の横に「印鑑証明書及び登記事項証明書交付申請書」との標題がある，いずれ

も一定の書式の文書であると認められ、その請求人あるいは申請人の欄には、手書きによる審査請求人の氏名及び住所の記載があり、いずれの文書にも所定の印紙が貼付され、その部分に特定地方法務局の消印が押印されていると認められる。

さらに、各文書の「受付・交付年月日」欄に記載されている時刻についてみても、いずれも、審査請求人が各文書を特定地方法務局に提出したとする時刻とおおむね一致していると認められる。

(4) また、上記(1)②の審査請求人の主張に関しては、文書1及び文書2のいずれについても、審査請求人の氏名を始め、本件対象保有個人情報への偽造等を疑わせる痕跡や不自然な記載等は見当たらず、審査請求人からも、その偽造等が行われたと認めるに足りる特段の事情が示されているとはいえない。

(5) 以上を踏まえると、上記(1)の審査請求人の主張に理由があるとは認められず、本件対象保有個人情報について、本件請求保有個人情報には該当しないと認めるに足りる特段の事情や、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していると認めるに足りる特段の事情は見当たらないことから、上記(2)の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定地方法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史